

大分市バリアフリー基本構想
【大分駅周辺地区】
道路特定事業計画

令和3年2月

国土交通省

大分県

大分市

《目 次》

1. はじめに	1
2. 整備対象区域	2
3. 整備目標年次	3
4. 大分市バリアフリー基本構想	3
4-1. 基本理念・基本方針	3
4-2. 道路特定事業	5
5. 道路特定事業計画	10

1 はじめに

本市は、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

平成30年5月に公布、その後施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がい者の社会進出等を促進することが求められています。

本市においても、「改正バリアフリー法」に基づいて、移動等円滑化促進方針（大分市バリアフリーマスタープラン）を策定し、大分駅周辺地区は鉄道駅を中心に、大分県庁や大分市役所等の官公庁、商業施設等が多く立地していることから、移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけをしています。

また、大分駅周辺地区は、これまで「交通バリアフリー基本構想」および「旧基本構想」を通じて、重点整備地区としての位置づけをし、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきています。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。

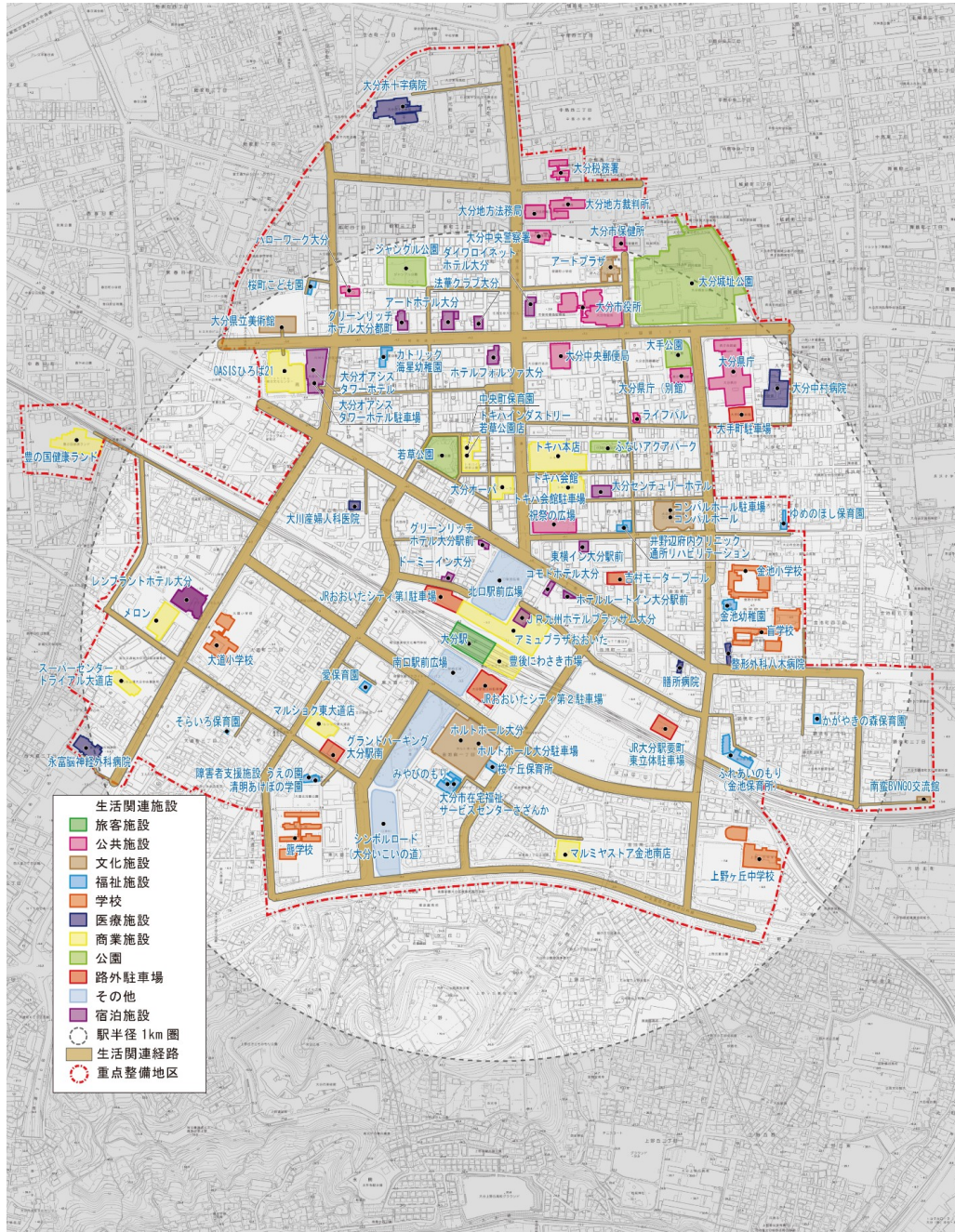
都市機能の集積した大分駅周辺地区においては、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目的に「大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】」を策定しました。

この基本構想を受け、法第31条の規定に基づき、道路管理者が実施する道路等のバリアフリー化事業を取りまとめた「道路特定事業計画」を作成しました。

今後は、この事業計画により総合的、一体的なバリアフリーを推進していきます。

2 整備対象区域

基本構想における大分駅周辺重点整備地区



3 整備目標年次

基本構想の計画開始年度は令和年度とし、目標年度は令和6年度とします。
ただし、出来る限り早期の実施に努めます。

4 大分市バリアフリー基本構想

4-1 基本理念・基本方針

基本理念

だれもが自由にどこへでも豊さあふれる大分市

〇だれもが自由にどこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

〇豊かさあふれる大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、およびソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。

基本方針

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。

2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

3 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取り組めます。

4 持続的なバリアフリー化の進行管理と検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。

継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

5 心のバリアフリーの推進

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。

6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及、啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取り組めます。

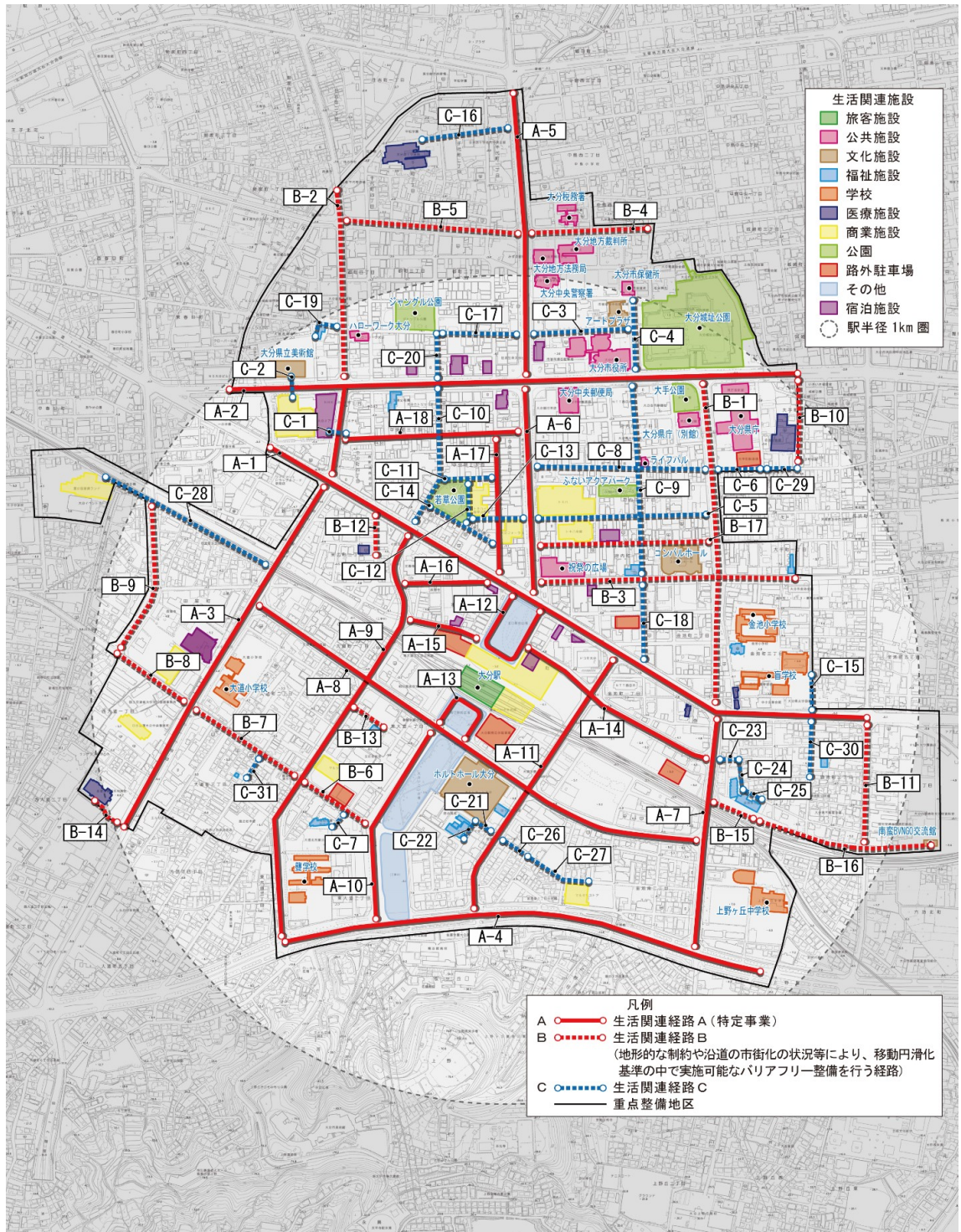
4-2 道路特定事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A (路線名) ・【A-1】国道10号 ・【A-2】国道197号 ・【A-3】国道210号 ・【A-4】(主要地方道)大分臼杵線 ・【A-5】(県道)大分港線 ・【A-6】(市道)中央通り線 ・【A-7】(都市計画道路)県庁前古国府線 ・【A-8】(市道)大道金池線 ・【A-9】(市道)末広東大道線 ・【A-10】(市道)大分駅上野丘線 ・【A-11】(市道)金池桜ヶ丘線 ・【A-12】大分駅北口駅前広場 ・【A-13】大分駅南口駅前広場 ・【A-14】(市道)要町東西線 ・【A-15】(市道)末広東西線 ・【A-16】(市道)末広・明礪線	以下に関する歩道の整備または検討を実施する。 イ) 有効幅員2m以上の確保。ただしやむを得ない場合は1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備	R2~R6
	・【A-17】(市道)中央・住吉2号線(中央町商店街) ・【A-18】(市道)中央町・南春日線(竹町商店街)	現在の歩行空間に、以下のバリアフリー化を行う。 イ) 視覚障害者誘導用ブロックの修繕等	R2~R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	<p>生活関連経路B (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【B- 1】(都市計画道路)県庁前古国府線 ・【B- 2】(市道)羽衣町・浜町線 ・【B- 3】(市道)府内・金池線 ・【B- 4】(市道)中島東西6号線 ・【B- 5】(市道)都町・東春日線 ・【B- 6】(市道)東大道二丁目1号線 ・【B- 7】(市道)大道27号線 ・【B- 8】(市道)大道・南春日線 ・【B- 9】(市道)草場・大道線 ・【B-10】(市道)大手2号線 ・【B-11】(市道)顕徳・古国府線 ・【B-12】(市道)末広・住吉線 ・【B-13】(市道)東大道一丁目7号線 ・【B-14】(市道)大道西7号線 ・【B-15】(市道)顕徳町一丁目4号線 ・【B-16】線路敷ボードウォーク ・【B-17】(市道)府内11号線 <p>生活関連経路C (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【C- 3】(市道)荷揚4号線 ・【C- 4】(市道)荷揚6号線 ・【C- 5】(市道)府内10号線 ・【C- 6】(市道)長浜・府内線 ・【C- 7】(市道)東大道二丁目2号線 	<p>以下に関する実施可能な歩道の改良を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備 	R2～R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路C (路線名) ・【C- 8】(市道)長浜・府内線 ・【C- 9】(市道)府内3号線 ・【C-10】(市道)中央・住吉1号線 ・【C-11】(市道)中央7号線 ・【C-12】(市道)中央8号線 ・【C-13】(市道)中央9号線 ・【C-14】(市道)中央3号線	現状の道路形態や経路の連続性を考慮し、自動車の走行速度を落とし、歩行者を優先とする措置を図るとともに、コミュニティ道路として整備する。 ※本構想でコミュニティ道路とは、車道を蛇行させたり、ジグザグにしたり、車道にハンプを設置したりと、心理的、物理的に車の速度が低下するようにし、車道をジグザグにしたことでふくらみのできた歩道空間には植樹をしたり、花壇やベンチ等を置いたりして空間を有効に利用して景観上も配慮した道路を意味する。 以下に関するバリアフリー化の整備を行う。 イ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ロ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ハ) 段差の改良 ニ) こう配の改良 ホ) 排水施設の改良	R2~R6
	生活関連経路C (路線名) ・【C-15】(市道)金池・顕徳2号線	歩道幅 1.5m以上を確保できるように拡幅整備する。	R2~R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	<p>生活関連経路C (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【C-16】(市道)千代3号線 ・【C-17】(市道)都町・王子中線 ・【C-18】(市道)金池西3号線 ・【C-19】(市道)都町・王子中線 ・【C-20】(市道)中央・住吉1号線 ・【C-21】(市道)金池南一丁目3号線 ・【C-22】(市道)金池南一丁目5号線 ・【C-23】(市道)顕徳町一丁目1号線 ・【C-24】(市道)金池・顕徳1号線 ・【C-25】(市道)顕徳7号線 ・【C-26】(市道)金池南一丁目11号線 ・【C-27】(市道)金池南18号線 ・【C-28】日豊本線(JR九州)高架下 歩行者道 ・【C-29】(市道)長浜・府内線 ・【C-30】(市道)金池・顕徳2号線 ・【C-31】(市道)末広・明碓線 	<p>自動車の走行速度を落とし、歩行者を優先とする措置を図る。</p> <p>イ) イメージハンプの設置等</p> <p>ロ) 歩行者空間の実施可能なバリアフリー化を行う。</p>	R2~R6
関連事業	<p>生活関連経路C (路線名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【C-1】オアシスひろば21に連絡するペDESTリアンデッキ ・【C-2】オアシスひろば21と県立美術館を連絡するペDESTリアンデッキ 	<p>イ) 歩行者空間の実施可能なバリアフリー化の整備を行う。</p>	R2~R6

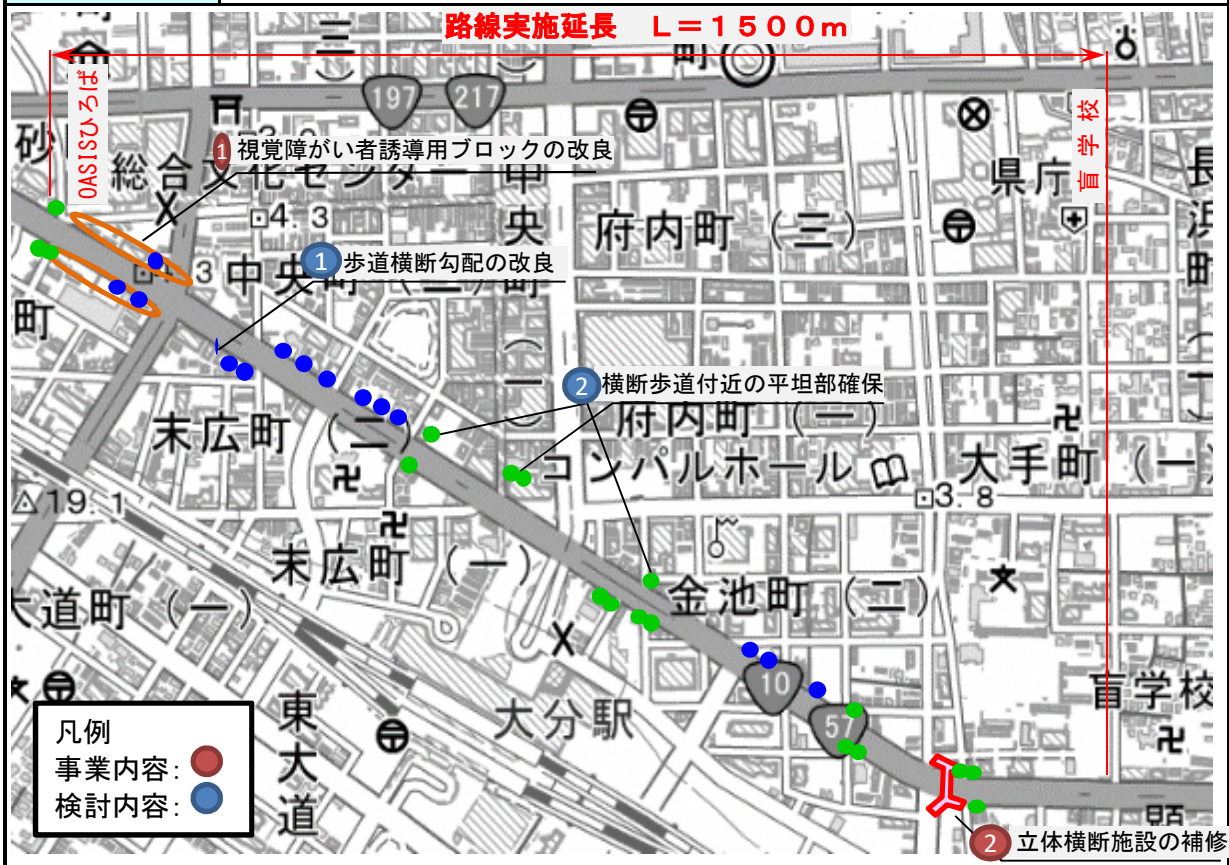


5 道路特定事業計画

道路特定事業計画(1)

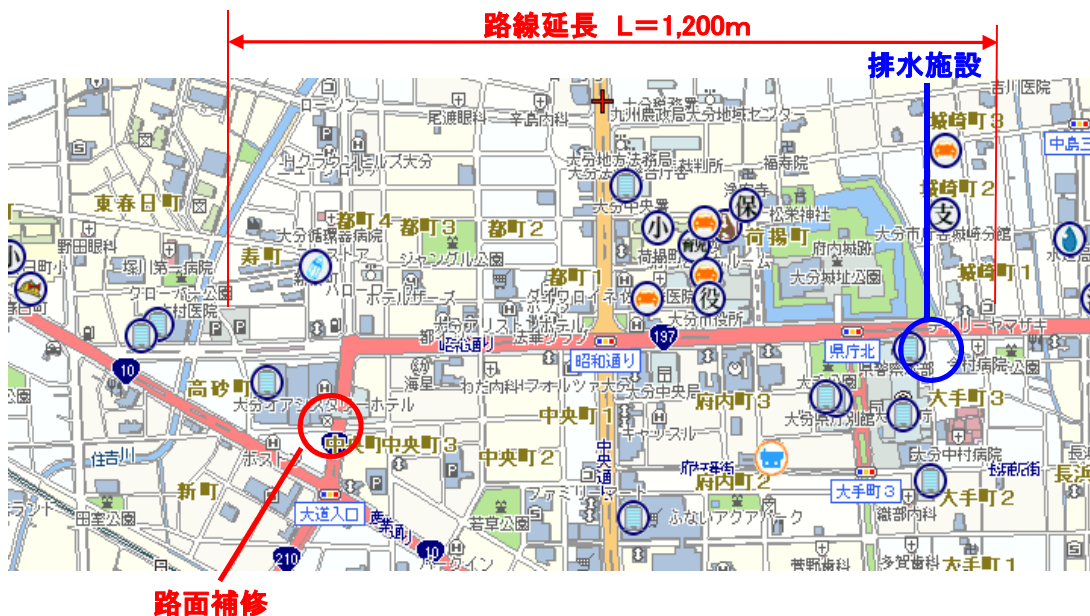
施設名(路線名)	国道10号(生活関連経路A-1)	事業者名	国土交通省 (大分河川国道事務所)	
事業区間	東大道1丁目交差点～国道10号末広町交差点	延長/面積	L=1500m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
①視覚障がい者誘導用ブロックの改良		L=290m	令和2年度	令和4年度
②立体横断施設(横断歩道橋)の補修		1箇所	令和3年度	令和4年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
①歩道横断勾配の改良検討		15箇所	令和2年度	令和3年度
②横断歩道付近の平坦部確保		18箇所	令和2年度	令和3年度
事業の検討に際し配慮すべき重要事項		民地と国道の高低差が固定された条件でのバリアフリー化された通行空間の連続性確保と、国道に接続する市道等との調整。		

事業計画図



道路特定事業計画(2)

路線名	国道197号(生活関連経路A-2)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	寿町～大分県庁	延長/面積	L=1,200m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
路面補修		1箇所	令和3年度	令和6年度
排水施設の溝幅修正		1箇所	令和3年度	令和6年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
事業の検討に際し配慮すべき重要事項				
事業計画図				



道路特定事業計画(3)

路線名	国道210号(生活関連経路A-3)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	新町～大道	延長/面積	L=900m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
歩道橋撤去		1箇所	令和2年度	令和2年度
排水施設の溝幅修正		7箇所	令和3年度	令和6年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

検討内容	事業量 (延長/面積)	検討期間	
		着手	完了

事業の検討に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



道路特定事業計画(4)

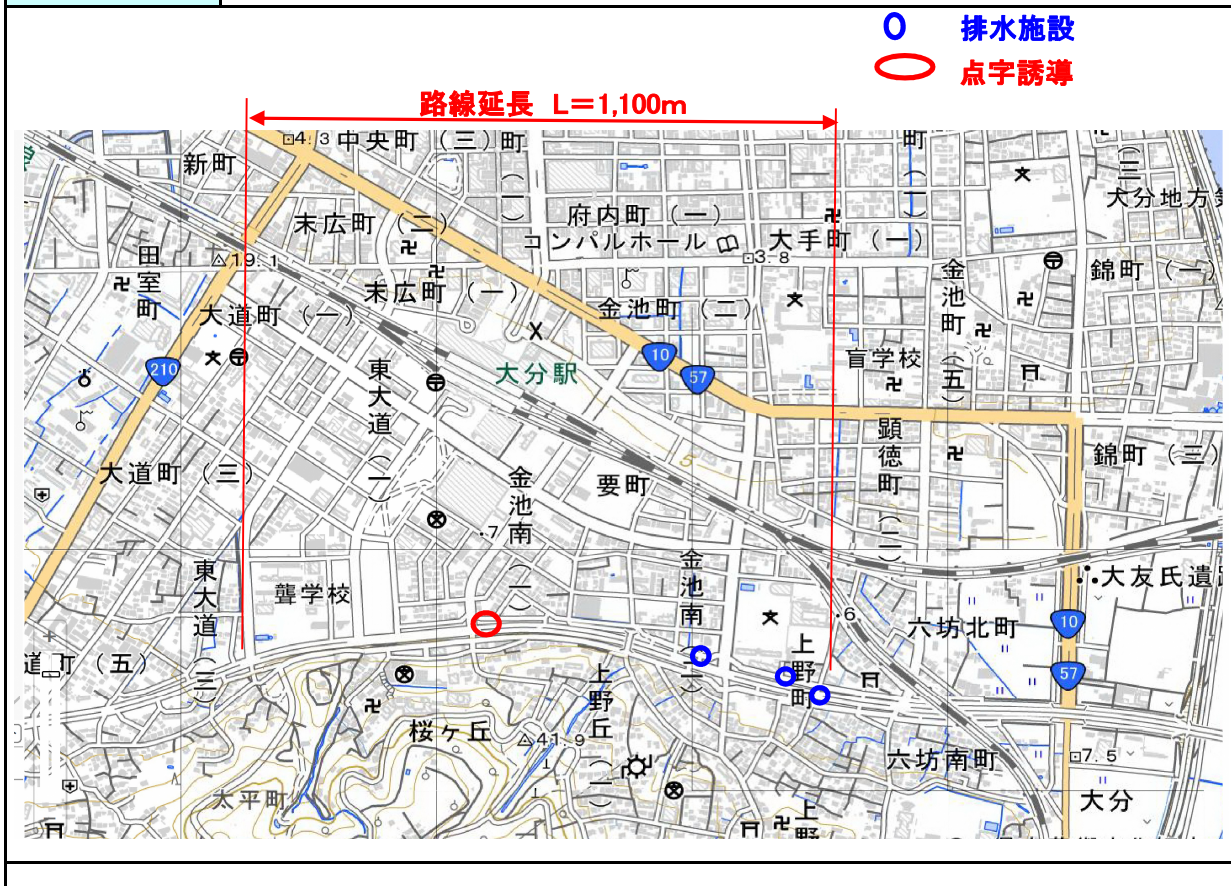
路線名	(主)大分臼杵線(生活関連経路A-4)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	大道～上野	延長/面積	L=1,100m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
点字誘導の設置		1箇所(約40m)	令和3年度	令和6年度
排水施設の溝幅修正		3箇所	令和3年度	令和6年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

検討内容	事業量 (延長/面積)	検討期間	
		着手	完了

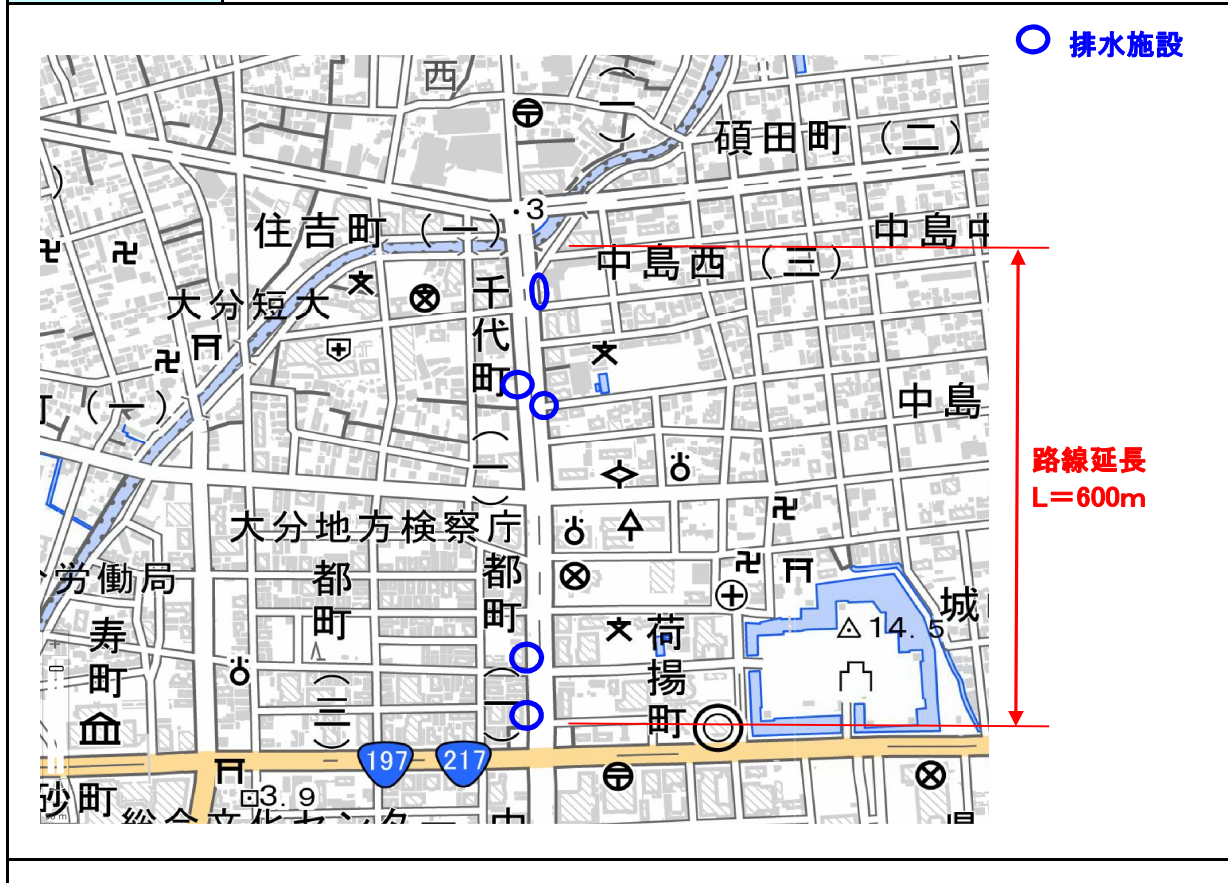
事業の検討に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



道路特定事業計画(5)

路線名	(県道)大分港線(生活関連経路A-5)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	昭和通り交差点～新川	延長/面積	L=600m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
排水施設の溝幅修正		5箇所	令和3年度	令和6年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
事業の検討に際し配慮すべき重要事項				
事業計画図				



道路特定事業計画(6)

路線名	(市道)中央通り線(生活関連経路A-6)	事業者名 【問合せ先】	大分市	
事業区間	国道10号線大分駅前交差点～国道197号線昭和通り交差点	延長/面積	L=500m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
①擦り付け舗装の補修		10箇所	令和3年度	令和6年度
②視覚障がい者誘導用ブロック塗り直し(退色・剥がれ箇所)		L=425m	令和3年度	令和6年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了

事業の検討に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



凡例
 事業内容: ●
 検討内容: ●

道路特定事業計画(7)

路線名	(市道)大道金池線(生活関連経路A-8)	事業者名 【問合せ先】	大分市	
事業区間	国道210号大道町1丁目交差点～県庁前古国府線上野町交差点	延長/面積	L=1,200m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
①バス停部視覚障がい者誘導用ブロック敷設(アプローチ部)		4箇所	令和3年度	令和6年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

検討内容	事業量 (延長/面積)	検討期間	
		着手	完了

事業の検討に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



道路特定事業計画(8)

路線名	(市道)末広東大道線(生活関連経路A-9)	事業者名 【問合せ先】	大分市	
事業区間	国道10号末広町交差点～大分日杵線大分市美術館入口交差点	延長/面積	L=1,000m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
①バス停部視覚障がい者誘導用ブロック敷設(アプローチ部)		2箇所	令和3年度	令和6年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
事業の検討に際し配慮すべき重要事項				

事業計画図



道路特定事業計画(9)

路線名	(市道)中央住吉2号線(生活関連経路A-17)	事業者名 【問合せ先】	大分市	
事業区間	国道10号中央町入口交差点～中央町南春日線交差点	延長/面積	L=350m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
①集水桝グレーチングの取替		1箇所	令和3年度	令和6年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
事業の検討に際し配慮すべき重要事項				

事業計画図

